

「地方法人課税に関する検討会」開催要綱(案)

1. 趣 旨

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置し、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置等について検討を行う。

2. 名 称

本検討会は、「地方法人課税に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)及び地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

地方法人課税に関する検討会

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

◎堀場 勇夫 会長

植木 利幸

鎌田 司

中村 玲子

宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

上村 敏之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

関口 智 立教大学経済学部教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

渕 圭吾 神戸大学大学院法学研究科教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科教授

(地方公共団体関係者)

石井 隆一 富山県知事 (全国知事会)

三木 正夫 長野県須坂市長 (全国市長会)

汐見 明男 京都府井手町長 (全国町村会)

(◎は座長)